

厚生常任委員會會議錄

令和7年7月16日

場 所 第1委員会室

令和7年7月16日(水曜日)

午前11時30分開会

審査・調査事項

○福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査

○その他報告事項

- ・令和6年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数について

出席委員(7人)

委 員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	黒 岩 保 雄
委 員	濱 砂 守
委 員	日 高 陽 一
委 員	山 下 寿
委 員	渡 辺 正 剛
委 員	岡 師 博 規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福 祉 保 健 部 長	小 牧 直 裕
福 祉 保 健 部 次 長 (福 祉 担 当)	市 成 典 文
福 祉 保 健 部 次 長 (保 健・医 療 担 当)	吉 田 秀 樹
こども政 策 局 長	壱 岐 さおり
福 祉 保 健 課 長	北 薗 武 彦
こども家庭 課 長	渡 辺 智 裕

事務局職員出席者

議 事 課 主 任 主 事	増 村 竜 史
議 事 課 課 長 補 佐	古 谷 信 人

○重松委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてあります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○小牧福祉保健部長 説明に入ります前に、先ほどまで児童養護施設等の現地調査及び里親制度についての意見交換会を行っていただき、ありがとうございました。委員の皆様から頂戴いたしました御意見等を踏まえまして、今後とも施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本日の報告事項の概要について御説明申し上げます。

常任委員会資料の2ページを御覧ください。

本日の報告事項は、その他報告事項といたしまして、令和6年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数についての1項目でございます。

詳細につきまして、この後、こども家庭課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○渡辺こども家庭課長 常任委員会資料の3ページを御覧ください。

令和6年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数について御説明いたします。

まず、1の児童虐待に関する相談対応件数であります。

令和6年度の児童虐待の相談対応件数は、表の一番右端にありますとおり1,987件で、前年度の1,791件に比べて件数で196件、率にして110.9%に増加しております。

その下に参考としまして全国の状況を記載しておりますが、令和6年度の件数はまだ公表されていないところでございます。

4ページを御覧ください。

2の虐待の経路別相談件数でございます。

児童相談所への通告経路は、下の段の左端にあります警察等からの通告が890件で全体の44.8%と最も多く、次いで下段中ほどの市町村の、福祉事務所244件とその他26件を合わせた270件で13.6%を占め、続いて下段、右側の学校238件とその他7件を合わせた学校等245件12.4%となっております。その次に、上段の右から3番目の近隣知人が232件11.7%となっております。

続きまして、5ページを御覧ください。

3の虐待の相談種別でございます。多い順に申し上げますと、右端の心理的虐待が1,092件55.0%と最も多く、次いで身体的虐待が521件で26.2%、保護の怠慢ないし拒否——いわゆるネグレクトが351件で17.7%、性的虐待が23件で1.2%の順となっております。

次に、4の主な虐待者につきましては、実母が925件で46.6%、実父が826件で41.6%となっており、合わせて実父母が全体の約88%を占めております。

6ページを御覧ください。

5の被虐待児童の年齢構成であります。0～3歳未満と3～6歳を合わせた未就学児が827件41.6%となり、次いで7～12歳までの小学生が759件で38.2%、13～15歳と16～18歳を合わ

せた中学生以上が401件で20.2%となっております。

次に、6の相談対応件数の現状分析につきましては、先ほど3ページの表でお示ししましたとおり、令和5年度はやや減少したものの、令和6年度は再び増加しており、令和4年度の2,019件をピークに高止まり傾向にございます。

その理由としましては、児童虐待による痛ましい死亡事件に関するマスコミ報道が全国的に続いていることなどで、児童虐待に対する県民の意識が高まっていることに加え、児童相談所につながる24時間無料直通ダイヤル「189」など、相談窓口や相談方法の周知が進んだこと、さらに警察や学校などの関係機関による児童相談所への通告の徹底が図られていることなどによるものと考えております。

最後に、7の今後の対応につきましては、多様化・複雑化する児童虐待や相談内容に適切に対応していくため、引き続き児童相談所の体制強化を進めますとともに、現在18の市町村に設置されております全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う市町村の「こども家庭センター」について、全市町村に設置を促すことで、県全体の児童虐待防止対策の強化を図っていくこととしております。

○重松委員長 執行部の報告が終わりました。質疑がありましたら、お願いいいたします。

○図師委員 資料4ページの虐待の経路別相談件数について、警察等が一番多いというのは、事件性があるということでの介入だと思いますが、ここに至らないまでの早期介入が本当に大切だと思います。

また、福祉事務所からの相談も多いということで、福祉事務所ということは生活保護を受けている世帯だと思われますけれども、福祉事務所のケースワーカーが家庭訪問なり、電話での

対応で虐待を感じて相談してきたんだと思います。子育て世代が福祉事務所のお世話になる、生活保護のお世話になるということは、就労年齢であるにもかかわらず子育てをしながら生活保護を受けているということで、子育て能力が低いとか、感情のコントロールが不安定だとか、そういう方々へ、もう少し行政としての支援を充実させて自立へ促していくことで、虐待も減ってくるのではないかと思います。

以前、一般質問でも取り上げたんですが、生活保護世帯の中で就労年齢にある世帯に関しては、就労指導や就職先のあっせんもされているようなんですけれども、生活保護から脱却される世帯が、年間でほんの数%もなく、1～2人とか、極端に少ない数字でしか対応できていないという答弁をいただいたこともあります。実際に、就労世帯への自立支援が虐待防止にもつながっていくという観点で、何か支援されていることはあるのでしょうか。

○渡辺こども家庭課長 生活保護世帯の就労支援に当たってということで、ケースワーカー等のほうで適切な対応は行っていると思いますけれども、具体的にどういう支援があるのかというところまでは、把握できておりません。

市町村におきましては、先ほど御説明しましたように、現在、18の市町村でこども家庭センターを設置しているところなんですけれども、そこで出産期から子育てに関する総合的な支援を行っております。

また、こども家庭センターが調整機関となっている市町村の要保護児童対策地域協議会というものもありますので、その中で必要な支援等については、個々のケースに応じて検討していただいているものと思っております。

○団師委員 各市町村とセンターとの連携ももちろん必要だと思います。今日、カリタスの園の

見学へ行かせていただきて、そこはマックス220人定員で施設経営されていたんですが、今51人ということで、空き部屋がたくさんありました。

何が言いたいかと言いますと、宮崎市のほうからは、短期入所とか一時預かりの委託施設として受けられているということだったんですが、要は就労年齢にある方々が仕事ができず生活保護を受けているということは、子育てが影響していたりとか、もしくは知的レベルが低い世帯だったりとかがあり得ると思うので、母子分離をさせて、児童養護施設に一旦子供を預けて、親だけで集中させて就労に当てさせるとか、自立能力を高めるとか、そういうことをしていくべきだと、今日、施設を見学して特に思いました。

まだまだ受けられるキャパシティーがあるのに空き施設になっている。でも、こうやって児童虐待の状況を見ると、働く世帯が働かず、子育てでもいっぱいいっぱいになって、生活保護を受けざるを得なくなっているというのが、すごく矛盾というか、サービスをもつとうまく使って自立を促せる方策というか、手立てがありそうな気がするんですけども、いかがでしょうか。

○渡辺こども家庭課長 委員がおっしゃるとおり、実際に経済的に困窮されて子供の養育ができるないということで、乳児院等に預ける家庭もあるかと思っております。

また、親が障がい等を抱えているというケースももちろんあるかと思いますので、一概にそういうことがないとは言えないかと思います。

我々としてはできるだけ個々のケースに対して、どういう在り方が適切なのか、一番望ましいのかという観点で見ております。やはり親元で子供を育てるというのが、子供を養育する上では一番大事かと思いますが、その中でやむを

得ない場合には、先ほどおっしゃられたように分離するということも考えていくことになると思っております。ケース・バイ・ケースでまた考えていきたいと思っています。

○山下委員 虐待の経路別相談件数で、親戚、近隣知人、児童本人とかあるんですけれども、これらの中で、例えば児童養護施設に入れたとか、どういう対応をしたとかいうパーセンテージは、どんな状況なんですか。

○渡辺こども家庭課長 これは児童虐待の相談対応件数ということになりますけれども、実際、助言等で終わるケースというのが7割程度というところで、施設あるいは里親のほうに委託をするケースは、おおむね1割程度という状況でございます。

○黒岩副委員長 通告経路について、例えば保育所が10件とありますが、保育所で虐待を発見した場合には市町村の福祉事務所を経由して通告するのか、そうなった場合にどちらの件数でそれをカウントするのかというのはどんなものなんでしょうか。

○渡辺こども家庭課長 基本的には、保育所で虐待の兆候等が見られた場合には、児童相談所のほうに通告いただけるものと考えております。

○黒岩副委員長 そういうことであれば、毎日子供を見ていらっしゃる保育所から10件しか上がっていないといったところについては、ちょっとといかがなものかなと、もう少し上がってきてもいいのではないかという気がします。医療機関もそうなんですけれども、そこら辺りの連携というか、そういうコミュニケーションというのは十分取られていらっしゃるんでしょうか。

○渡辺こども家庭課長 児童相談所のほうからも、保育所とかあるいは学校、そういったところとの連携というのは日頃から行っていただい

ておりますので、連絡しないということはまずないと思っております。また、通告するのは国民の義務でもございますし——法改正がございまして、保育所等の通告の義務が新たに課されましたので、その辺についてはしっかりと連携をとってやっていくことになると考えております。

○黒岩副委員長 虐待を見抜くスキルといいますか、例えば子供が全然服を着替えていないとか、朝御飯を食べていないとか、いろいろあろうかと思うんですが、そういうたったスキルアップの研修も充実されるようにお願いしたいと思います。

○渡辺こども家庭課長 NPO法人が保育所等を回って、保育所の職員等に対して虐待に関する研修を毎年行っています。県のほうで委託事業として取り組んでいるところでございます。

引き続き、そういうところにも力を入れてやっていきたいと思います。

○重松委員長 資料6ページの相談対応件数の現状分析について、無料直通ダイヤル「189」の相談件数の推移はどんな感じになっているのでしょうか。

○渡辺こども家庭課長 無料直通ダイヤル「189」の相談件数の推移でございますけれども、令和6年度が286件、令和5年度が249件、令和4年度が272件ということで、平成30年度が175件でございましたので、一定程度伸びてきていると考えているところです。

○重松委員長 無料直通ダイヤル「189」に相談された方の、次なる相談窓口というのは、何かほかに設置されているんでしょうか。それとも電話相談だけなんでしょうか。

○渡辺こども家庭課長 「189」につきましては、基本的に平日であれば、管内の児童相談所につながるようになっております。土日あるいは夜間でございましたら、場合によってはオペレー

ターが話を聞くような形になるんですけれども、
児童虐待の可能性が高いというようなことであ
れば、児童相談所の当番に対してオペレーター
のほうから電話が来るというような形になって
おります。

○重松委員長 分かりました。また周知徹底を
よろしくお願ひいたします。

ほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、以上をもって福祉保
健部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、以上をもって本日の
委員会を閉会いたします。

午前11時50分閉会

署名

厚生常任委員会委員長 重松幸次郎

